

令和6年度新潟県相談支援従事者初任者研修 実施要領

1 趣旨

新潟県相談支援従事者研修実施要綱に基づく相談支援従事者初任者研修の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 研修の目的

障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び適切なサービス等利用計画を作成するための過程及び要点を学ぶことにより、相談支援に従事する者の養成並びに資質の向上を図ることを目的とする。

3 実施機関

一般社団法人新潟県相談支援専門員協会（事務局：佐渡市上新穂 646 番地 9）

4 期日・会場

【講 義】（区分2） 6月19日（水）～6月20日（木）
（区分1、3） 7月10日（水）～7月11日（木）

※ 講義部分はオンライン配信で実施。

【演 習 I】 7月17日（水）～7月18日（木）

【演習Ⅱ-1】 8月29日（木）

【演習Ⅱ-2、演習Ⅲ-1】 10月9日（水）

【演習Ⅲ-2、演習Ⅳ】 10月10日（木）

※ 各期日における会場は別表1のとおり。

5 日 程

別表2のとおり

6 受講対象者及び定員

受講対象区分1 定員 120人

対 象 者 相談支援事業に従事しようとする者

受講内容 講義から演習Ⅳまでの全7日間を受講

受講対象区分2 定員 312人

対 象 者 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に従事しようとする者

受講内容 全日程のうち、令和6年6月19日（水）～20日（木）の2日間を受講

受講対象区分3 定員 20人

対 象 者 市町村又は県地域振興局等において障害福祉に係る業務に従事する者

受講内容 令和6年7月10日（水）～11日（木）の2日間を受講（希望する場合、他5日間（演習）の聴講も可とする。）

7 受講申込

(1) 申込方法 (※対象区分によって異なるので注意すること。)

受講対象区分1、3：相談支援従事者、行政職員

別記様式「受講者推薦及び申込書」に必要事項を記入し、法人等の代表者による推薦を付したうえで、必ず郵送で送付する(メールやFAXは受け付けない)。

受講対象区分2：サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

新潟県電子申請システムによるオンライン申込。申込に当たっては、法人等の代表者の推薦を受けていること。

※ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修と一体的に申込み形式としているため、詳細は別紙1「研修申込みに係る流れ」をよく確認してください。

【オンライン届出方法について】

- ① 新潟県中央福祉相談センターホームページの「相談支援従事者研修のご案内」のページから新潟県電子申請システムに(もしくは下記(2)申込先及び申込締切りに記載のURLから)アクセスし、「令和6年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修及び新潟県相談支援従事者初任者研修(区分2)の申込」を選択してください。
- ② 利用者ログイン画面が表示されます。一度利用者登録をすると、今後オンラインでの手続きが簡素化されるため、利用者登録することをお勧めします。(利用者登録はしなくても申請できます。)
- ③ 申請画面にアクセスし、必要事項を入力し、確認へ進み、申込みと申込完了ページが表示されます。
- ④ 受付完了メールが送信されます。整理番号とパスワードがメールに記載されます。届出の内容を修正する場合等に必要ですので、保存してください。

※ 届出の内容が誤っていた場合には担当まで御連絡ください。

(2) 申込先及び申込締切り (※対象区分によって異なるので注意すること。)

区分1、3については事業所又は所属ごとに取りまとめて申し込んでください。

受講対象区分1：相談支援従事者

- ・事業所が所在する市町村の障害福祉担当課まで、郵送で送付
- ・市町村への申込締切り 令和6年4月30日(火) 必着

受講対象区分2：サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

- ・下記URLから新潟県電子申請システムを利用して申し込みを実施
【中央福祉相談センターホームページ】 <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chuofukushi/>
- ・申込締切り 令和6年5月10日(金)

受講対象区分3：行政職員

- ・下記申込先まで、郵送で送付する。

申込先：〒950-0121

新潟市江南区亀田向陽4丁目2番1号

新潟県中央福祉相談センター 障害者相談支援室

「相談支援従事者初任者研修」担当あて

・申込締切り

令和6年5月10日（金）必着

8 受講者の決定

- (1) 申込者多数の場合は、受講理由や実務経験等を基準に、受講者数を調整する。
- (2) 会場については、事務局が指定する。
- (3) 受講可否通知は、**6月上旬**を目処に受講者の所属する事業所長宛てに郵送する。また、受講対象区分1に限り、市町村にも受講可否を通知する。受講可否通知が届かない場合は、新潟県中央福祉相談センター 障害者相談支援室まで連絡すること。

9 研修会費用

参加費は受講決定時に通知する指定口座へ振り込むこと。

(区分1：17,500円、区分2：5,000円、区分3：2,000円)

10 受講対象区分1の実習課題

受講対象区分1については、7月の演習終了後にインターバル実習（各地域の基幹相談支援センター等における、計画作成の指導や地域資源の情報収集）を行い、成果物を提出することを要件とする。詳細については、7月18日（木）の演習終了後の実習ガイダンスで説明する。

11 留意事項

- (1) 修了証書又は受講証明書の交付にあたっては、定められた全日程の受講を条件とし、遅刻・途中退席は原則認めない。なお、区分3の受講者については、修了証書等の交付は行わない。
- (2) 公共交通機関の遅れ等により、やむを得ず遅刻・欠席をする際は必ず下記に連絡をする。手話通訳や要約筆記など配慮が必要な方についても下記に連絡を行うこととする。
【連絡先】事務局（相談支援センターそらうみ） 080-2142-8690 ・ 0259-58-9150
- (3) 受講対象区分1の修了者については、原則市町村、地域振興局健康福祉（環境）部に名簿を提供する。
- (4) 感染症等の発生状況により、本研修の中止・変更等を行う場合がある。

12 問い合わせ先

- (1) 本研修の内容及び課題等に関する事項

新潟県相談支援専門員協会事務局（相談支援センターそらうみ）

TEL：0259-58-9150 E-mail：shonin0001@gmail.com（0001は数字）

- (2) 本研修の受講手続き、受講決定等に関する事項

新潟県中央福祉相談センター 障害者相談支援室（担当：花野）

【参考：各研修の位置づけ】

◆受講対象区分1（相談支援従事者）の方へ

1 相談支援従事者研修の受講対象者及び目的について

○「相談支援従事者初任者研修」

相談支援専門員の資格取得者及び相談支援専門員の資格を有するが相談支援に従事していない者があらためて相談支援に従事するために相談支援の基礎を習得することを目的とします。

○「相談支援従事者現任研修」

相談支援専門員の資格を有し、現に相談支援に従事している者のスキルアップを目的とします（5年に1度受講する必要があります）。

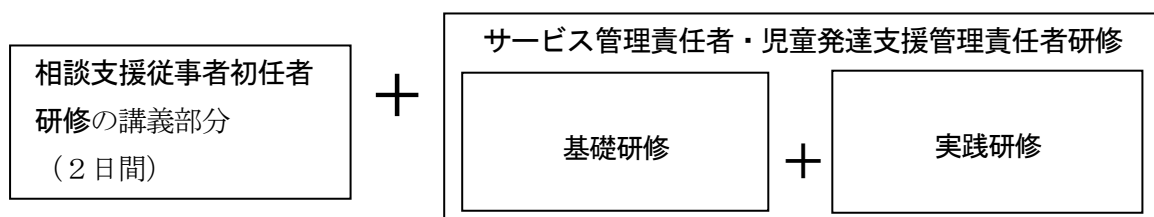
○「相談支援従事者主任研修」

地域を基盤としたソーシャルワークのできる人材の育成を目的とします。

- 2 以前サービス管理責任者研修受講のために、相談支援従事者初任者研修の講義部分（2日間）のみを受講した方についても、相談支援専門員の資格を取得するためには、改めて全日程（7日間）を修了する必要があります（分割受講はできません）。

◆受講対象区分2（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者）の方へ

- 1 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格取得のために必要な研修は、以下のとおりです。なお、令和元年度から研修カリキュラムが改正されましたので、詳細はサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修の実施要領をご確認ください。



- 2 サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修を受講予定の方は、先に相談支援従事者初任者研修の講義部分（2日間）を受講する必要があります。なお、過去に当該研修を受講済みの方は、改めて受講する必要はありません。サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修受講に関する実務経験については参考資料2、参考資料3をご覧ください。

【参考：他の相談支援従事者研修の日程】

◆令和6年度新潟県相談支援従事者現任研修

1 日程

【講義】令和6年12月4日（水）

【演習】令和6年12月5日（木）、令和7年1月16日（木）、2月13日（木）

- 2 募集案内は9月中頃に行う予定です。詳細な案内は募集案内発送に合わせ、新潟県相談支援専門員協会のHPに掲載します。現に相談支援業務に従事されている方などは資格の有効期限を確認し、お申し込み忘れのないように御注意ください。

◆令和6年度新潟県相談支援従事者主任研修

1 日程

【講義】令和6年11月12日（火）

【演習】令和6年11月13日（水）～ 11月14日（木）

令和6年11月19日（火）～ 11月20日（水）

- 2 募集案内は8月頃に行う予定です。詳細な案内は募集案内発送に合わせ、新潟県相談支援専門員協会のHPに掲載しますので御確認ください。